

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う 「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の変更について

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、認可保育施設や施設型給付を受ける幼稚園を利用する児童の保護者が、各園に支払う給食費、教材費、行事参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、当該費用の一部を助成する事業です。

2019年（令和元年）10月からの幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、本事業のうち給食食材料費（副食費）について、国の補助対象者の一部が変更されることに伴い、本市におきましても、その取扱を次のとおり変更いたします。

なお、本事業は地域子ども・子育て支援事業の一つとして、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、事業の実施や給付対象者の範囲等を決定することとされており、本市の計画に本事業が位置づけられていることから、報告するものです。

		現 行 (2019年9月まで)	無償化実施後 (2019年10月以降)
給食食材料費 (副食費)	対 象 者	幼稚園(新制度移行園)に通う生活保護世帯の児童	幼稚園(新制度未移行園) に通う児童で、次のいずれかに該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> • 年収 360 万円未満相当世帯の児童 <ul style="list-style-type: none"> - 生活保護世帯 - <u>市区町村民税所得割額の合計が、</u> <u>ひとり親世帯等は 77,101 円未満の世帯</u> <u>上記以外の世帯は 57,700 円未満の世帯</u> • <u>第3子以降の児童 (所得階層にかかわらず)</u>
	基 準 額	月額 4,500 円を上限 (基準額を超える場合は保護者負担)	月額 4,500 円を上限 (基準額を超える場合は保護者負担)
	補助額の算定方法	対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額	次の算定方法で算出した副食費相当額と基準額を比較して少ない方の額 (算定方法) 1食当たり副食費相当額×給食実施日数
教材費・行事参加費等	対 象 者	幼稚園(新制度移行園)、認可保育施設に通う生活保護世帯の児童	(変更なし)
	基 準 額	月額 2,500 円を上限 (基準額を超える場合は保護者負担)	(変更なし)

※ 幼稚園（新制度移行園）に通う児童の給食食材料費については、無償化実施後の幼稚園（新制度未移行園）と同じ対象者を副食費免除対象者として、公定価格の加算により対応することとなります。

以 上

(事務担当 子ども青少年部 保育課)